

標題

MEPC64 の審議結果の紹介

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0944
発行日 2013年2月15日

各位

2012年10月1日から2012年10月5日にかけて開催されたIMOの第64回海洋環境保護委員会(MEPC64)での情報及び審議結果について次の通りお知らせいたします。

1. バラスト水管理条約関連

2004年に採択されたバラスト水管理条約は、30ヶ国以上の批准かつ批准国の合計商船船腹量が世界の商船船腹量の35%以上となった12ヵ月後に発効することとなっています。2012年12月末時点では、36ヶ国が批准、合計商船船腹量に対する比率は29.07%であり、現在未発効となっております。

(1) バラスト水処理装置の搭載状況及び装置搭載時期のリスケジュールの検討

バラスト水処理装置の開発状況、当該システムの船舶の搭載に関わる課題に対処するため、MEPCにて処理装置の技術的レビューが継続的に実施されております。

また、前回MEPC63(2012年3月)において、日本から現時点のバラスト水処理装置の搭載状況に関する資料が提出されたことを受け、処理装置の搭載状況に関する情報をMEPC64に提出するよう各国に要請されておりました。

今回の会合では、日本、中国、韓国及び香港等から、バラスト水処理装置の搭載状況について報告があった結果、当該装置の搭載率が世界的に非常に低いことが認識されました。そのため、バラスト水処理装置の適用時期に関する当面の取り扱いについて、コレスポンスグループ(e-mailベースの検討会)にて検討が進められることとなりました。

(2) 活性物質を用いたバラスト水処理装置の承認

バラスト水管理条約で規定されるバラスト水処理装置は、IMOのガイドラインに基づいて主管庁による承認(型式承認)が必要とされています。なお、同装置に有害水生生物や病原菌を殺傷・減菌するための「活性物質」が使用される場合は、主管庁による型式承認に先立ち、IMOによる活性物質単体の承認(基本承認)、及び処理装置としての総合的な承認(最終承認)が必要となります。

今回の会合において、活性物質を用いたバラスト水処理装置について、5件の基本承認、及び3件の最終承認が与えられました。この結果、IMOによって最終承認が与えられた装置は、合計28件となりました。

現時点では、実際に船舶に搭載可能な(主管庁による型式承認が付与された)装置の数は、活性物質を用いない装置も含め、28件となっています(添付1参照)。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(3) 「主要な改造」の定義について

バラスト水管理条約附属書の条文解釈上、既存船へ処理装置の新規搭載が、附属書に規定される「主要な改造」に該当するか否かが不明確となっています。今回の会合では、日本から、バラスト水処理装置の設置に伴う船舶の改造は「主要な改造」として取り扱うべきではないとの提案があり、審議の結果、当該提案は合意され、次回 MEPC65 (2013 年 5 月)にて MEPC サーキュラーを作成することとなりました。

2. シップリサイクル条約関連

2009 年 5 月に採択されたシップリサイクル条約は、15 カ国以上の批准、批准国の船腹量合計が世界船腹量の 40%以上、かつ批准国の直近 10 年における最大の年間解体船腹量の合計が批准国の合計船腹量の 3%以上となった後、24 ヶ月後に発効することとなっています。2012 年 12 月末時点では、5 カ国(フランス、イタリア、オランダ、トルコ及びセントキッツ・ネイヴィス)の政府が同条約へ批准する準備を進めていることを表明(署名)していますが、実際の批准には至っておりません。

(1) 条約の実施に必要なガイドライン等の詳細検討

現在 IMO では、同条約の実施に必要な合計 6 本の各種ガイドライン等を開発しており、前回 MEPC63 までに 4 本のガイドラインが採択されていました。今回の会合では、未採択であった「検査と証書に関するガイドライン」(添付 2 参照)及び「PSC に関するガイドライン」(添付 3 参照)の 2 つのガイドライン案が採択されました。これにより、シップリサイクル条約に付随する 6 つのガイドラインのすべてが策定されたこととなりました。

なお、ICS(The International Chamber of Shipping)、BIMCO(The Baltic and International Maritime Council)等の海運団体等から、有害物質インベントリの作成に関して、閾値が設定されていない有害物質の閾値を明確にすべきとの指摘、及び船舶全体で合計しても微量となる有害物質(はんだに含まれる鉛等)をインベントリ作成の対象から除外すべきであるとの提案等がありました。これらについては、コレスポнденスグループにて検討が進められ、次回 MEPC65 にて審議されることとなりました。

3. 温室効果ガス(GHG)関連

温室効果ガス(GHG)の削減を国際的に定めた国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)の京都議定書では、外航船舶をその対象外としており、IMO が国際海運からの GHG 排出の抑制対策を検討することとされています。

2011 年 7 月に開催された MEPC62 では、エネルギー効率設計指標(EEDI)の算定及び規制値への適合並びに船舶エネルギー効率管理計画(SEEMP)の船舶への据え置き等を義務化する MARPOL 条約附属書 VI の改正が採択されました(本改正は 2013 年 1 月 1 日に発効)。

(1) 条約の解釈の検討

今回の会合では、発効の迫った改正附属書 VI の実施に必要な条約の解釈について検討が行われました。その結果、以下の統一解釈が合意され、MEPC サーキュラーが承認されました(添付 4 参照)。

(i) EEDI 要件が適用される Phase 1 から 3 における新造船の定義
(改正附属書 VI の 2.23 規則関連)

EEDI の規制値が厳しくなる Phase 1、Phase 2 及び Phase 3 のそれぞれの要件が適用される「新造船」の定義を明確にする内容。

(次頁に続く)

- (ii) EEDI 要件における主要な改造の定義(改正附属書 VI の 2.24 規則関連)
「主要な改造」について、幾つかの具体的な例を示すと共に、原則としていかなる改造も「主要な改造」に当たるか否かを主管庁が判断するとの内容。
 - (iii) SEEMP の所持が要求される時期(改正附属書 VI の 22 規則関連)
既存船(2013 年 1 月 1 日より前に建造契約が交わされる船舶)の SEEMP の船上への搭載は、(当該附属書の発効日である 2013 年 1 月 1 日時点で搭載が要求されるのではなく、)2013 年 1 月 1 日以降の最初の IAPP 証書に関する中間検査又は更新検査のどちらか早い方の時期までに搭載する必要があるとする内容。
- (2) 各種ガイドラインの検討等
EEDI の計算に必要な次のガイドラインについても、今回の会合で審議が行われました。
- (i) 荒天下での操船を確保するための最低推進出力ガイドライン
EEDI の導入に伴い、極端な速力低下等を避ける目的で検討されている同ガイドラインについて審議が行われたものの最終化には至らず、今次会合の議論をベースに、2012 年 11 月末に開催の第 91 回海上安全委員会(MSC91)において暫定ガイドラインを作成することになりました。また、これと並行して、次回 MEPC65 までに、本ガイドラインについて更なる詳細検討を進めることになりました。
 - (ii) 実海域における船舶の速力低下係数を計算するためのガイドライン
EEDI を計算する際に、実海域での影響を考慮した補正係数(f_w)を計算するための暫定ガイドラインが承認されました(添付 5 参照)。
- (3) 船舶のエネルギー効率改善についての技術移転・技術協力に関する決議の検討
改正附属書 VI の 23 規則においては、船舶のエネルギー効率改善について、途上国に対する技術移転及び技術協力を促進することが規定されています。
現在 MEPC では、当該技術移転及び技術協力を実施するための決議について継続的に審議が行われています。今回の会合においても、国連気候変動枠組条約の CDBR^{*1}原則の適用や財政的支援の実施等に関する各国間の見解は合意に至らず、次回 MEPC65 にて引き続き審議されることとなりました。
- 注*1) CDBR: The Common but Differentiated Responsibility 地球温暖化への責任は世界各国に共通するが、今日の大気中の温室効果ガスの大部分は先進国が過去に発生したものであることから、先進国と開発途上国の責任に差異をつけることを謳った概念。
- (4) 経済的手法の検討
IMO においては、改正 MARPOL 条約附属書 VI で規定している技術的及び運航的な方法による GHG 削減策を補完する手法として、燃料油課金、排出権取引等の経済的手法(MBM: Market Based Measure)による方法について検討が進められています。
今回の会合では、上述の技術移転及び技術協力に関する決議についての審議に時間を要し、経済的手法の具体的な審議は行われず、次回 MEPC65 にて審議されることとなりました。

(次頁に続く)

4. MARPOL 条約附属書 V (船舶からの廃物による汚染防止) の実施に関するガイドライン
MEPC62 で採択された改正 MARPOL 条約附属書 V (船舶からの廃物による汚染防止) により、2013 年 1 月 1 日以降は、船舶で発生した廃棄物の海洋への投棄は原則的に禁止されることとなります。ただし、貨物残渣については、海洋環境に有害でないものに限り、沿岸から 12 海里以上離れた海域での排出が認められます。
貨物残渣の海洋環境への有害性は、(1)毒性があるもの、(2)長期の健康有害性(発がん性、生殖毒性等)があるもの、及び(3)プラスチック類で分類されますが、(2)長期の健康有害性があるものについては、その評価に時間を要するため、2013 年 1 月 1 日からの実施は困難であるとの指摘が前回 MEPC63 にてあり、継続審議となっていました。
今回の会合では、日本等から提出された、「長期の健康有害性に関する評価ができない貨物残渣については 2013 年 1 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの 2 年間、海洋環境に有害なものとは分類されない」とする内容が合意され、サーキュラーが承認されました(添付 6 参照)。
5. 強制要件の採択
今回の会合では、危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(IBC コード)の第 17 章、第 18 章及び第 19 章の改正が採択されました。同改正は、新たに査定された貨物の取り込み、一部貨物の電気設備グループ要件の見直しによるもので、2014 年 6 月 1 日に発効予定です(添付 7 参照)。
6. その他
- (1) 国際油汚染防止(IOPP) 証書の追補に関する廃油焼却炉能力の記載の削除
廃油焼却炉を船上に搭載している場合は、当該焼却炉の能力を IOPP 証書の追補に記載することとなっています。しかしながら、その能力の単位が当該焼却炉の型式承認証書に記載の単位と異なることがあり、PSC 等においてたびたび問題となっていました。今回の会合において、焼却炉の単位は IOPP 証書の追補に記載する必要がないことが合意され、同追補の書式の改正が承認されました。(次回 MEPC65 で採択される予定。)
- (2) 港湾における高圧陸上電力の供給
停泊時における船舶の居住環境の維持やバラスト水管理等を行うための電力供給は、通常、船内の発電機エンジンが使用されます。しかしながら、発電機エンジンの使用は、停泊中の船舶からの大気汚染や騒音の発生につながります。
これらを解決するため、船舶に陸上電力を供給する設備の運用が 2004 年にロサンゼルス港において開始され、IMO においても MEPC にて検討が行われております。
今回の会合では、現時点では同設備が利用できる港湾が限られているため、同設備に対する規定を MARPOL 条約に設けることは時期尚早であるとの結論に至りました。また、陸上電力を供給する設備が利用可能である港湾及び関連する国際規格に関する情報を、MEPC サーキュラーとして発行することが合意されました(添付 8 参照)。
本サーキュラーには、参考情報として、本会が 2012 年 5 月発行した「高圧陸電設備ガイドライン」等のインダストリーガイドラインのリストが含まれております。

なお、本 MEPC64 の審議概要につきましては IMO ホームページにも掲載されていますのでご参照下さい。(http://www.imo.org)

(次項に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2024

E-mail: xad@classnk.or.jp

添付:

1. バラスト水処理装置の承認状況
2. 検査と証書に関するガイドライン (Resolution MEPC.222(64))
3. PSC に関するガイドライン (Resolution MEPC.223(64))
4. MARPOL 付属書 VI (GHG 関連) の統一解釈 (MEPC.1/Circ.795)
5. 実海域における船舶の速力低下係数を計算するための暫定ガイドライン (MEPC.1/Circ.796)
6. MARPOL 条約付属書 V 規定における長期の健康有害性物質の評価に関するサーキュラー (MEPC.1/Circ.791)
7. IBC コード第 17 章、第 18 章及び第 19 章の改正 (Resolution MEPC.225(64))
8. 陸上電力を供給する設備が利用可能である港湾及び関連する国際規格に関する情報 (MEPC.1/Circ.794)

添付文書付きの本テクニカル・インフォメーション No. TEC-0944 については、弊会ホームページ 情報サービス > IMO 及び IACS の動向 > IMO の動向ページに掲載の MEPC64 の審議結果 (2012 年 10 月)をご参照ください。